

転換用チェックリスト

申請者名

設置場所

確認

1	実績報告書(報告日が事業完了日から30日を経過していないこと)
2	浄化槽保守点検・清掃及び法定検査委託契約書(写し)
3	浄化槽法第7条に定める法定検査の払い込みを証明する書類(写し)
4	浄化槽設置分の領収証等の写し及び内訳書
5	単独処理浄化槽及びびくみ取槽の撤去分の領収証等の写し及び内訳書
6	竣工図面(申請時から施行に変更があった場合のみ→配管の長さ, 浄化槽の設置位置, 柵の数等)
7	宅内配管工事の領収証等の写し及び内訳書 ※配管の長さがあるかを確認
8	浄化槽設備士の証明したチェックリスト(申請時に提出した設備士免状と同じ人での提出)
9	産業廃棄物管理票(E票)※1
10	工事施工例(別表)に基づく施工写真 ※2
11	単独処理浄化槽及びびくみ取槽の撤去写真(掘り起こした写真 運搬する写真 処理場に運んでる写真)※2
12	配管工事の写真(既設配管・柵の撤去 新設配管・柵の敷設 敷地内処理装置の敷設(対象者のみ))※2
13	既成底板コンクリート(PC板)の仕様を証するもの(使用した場合のみ)
14	施工要領書に規定するもの以外の規格での施工(PC板の仕様含む。)を行った場合には, その安全性及び妥当性について浄化槽メーカー等がその仕様を証するもの(対象者のみ)
15	その他

他, 「浄化槽使用開始報告書」や「浄化槽使用廃止届出書」の提出もお願いいたします。(各3部)

※1 E票の提出が間に合わない場合

・誓約書 ・産業廃棄物管理票(D票)の写しを提出すること。

※2 浄化槽設置工事, 単独処理浄化槽及びびくみ取槽の撤去工事, 宅内配管工事で不足写真があった場合

・顛末書を提出すること。

☆その他別の書類が必要になる場合もあります。ご不明な点は事前に相談ください